

○紫波町地方就職支援金交付要綱

令和 6 年 9 月 11 日 告示第 302 号

改正

令和 7 年 3 月 26 日 告示第 97 号

紫波町地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 町への移住又は定住を促進し、及び中小企業等における人手の不足を解消するため、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領の定めるところにより、予算の範囲内で、紫波町補助金交付規則（昭和35年紫波町規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱により支援金を交付する。

(支援金の交付対象)

第 2 支援金の交付を受けることのできる者は、別表第 1 に定める要件を全て満たす者とする。

(補助対象経費及び支援金の額)

第 3 補助対象経費は、岩手県に所在する企業に就職するために受けた採用面接等に要した交通費（住所地から採用面接等の会場までの交通費をいう。以下「交通費」という。）及び岩手県に所在する企業に就職するための移住に要した移転費（以下「移転費」という。）とする。

2 支援金の額は、次のとおりとする。

(1) 交通費 住所地から採用面接等の会場までの交通費の 2 分の 1 以内の額とし、15,200 円を上限とする。

(2) 移転費 岩手県に所在する企業への就職のために引越事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第 2 条に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。）への支払に要した額とし、108,000円を上限とする。

3 前項の支援金の額に 100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 前項の規定にかかわらず、支援金の交付を受けようとする者が、次の各号に掲げる助成金等の支給を受けている場合は、対象費用から当該助成金等の額を差し引いた額を対象費用とする。

- (1) 対象費用に対し国、都道府県、市町村その他公的支援機関等から交付された助成金等
 - (2) 就職することが内定した企業又は就業中の企業から支給された交通費
 - (3) 就職することが内定した企業又は就業中の企業から支給された移転費
- (支援金の交付回数)

第4 支援金の交付は、一人につき交通費及び移転費それぞれ1回を限度とする。

(提出書類及び提出期日)

第5 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(報告及び立入調査)

第6 町長は、支援金の交付に関し、必要があると認めるときは、報告を求め、又は立入調査をすることがある。

(返還請求)

第7 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、支援金の全額の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をしたとき。
- (2) 支援金の申請をした日から1年以内に別表第1に規定する就業に関する要件を満たす企業に就職しなかったとき。
- (3) 支援金の申請をした日から1年以内に町に転入しなかったとき（支援金の申請の時点において町に住民票があるときを除く。）。
- (4) 要件を満たす企業に就職した日から1年以内に当該企業を退職したとき（退職の日から3月以内に県内の別の企業に就職するときを除く。）。
- (5) 町に転入した日、就業日又は申請日のいずれか遅い日から3年に満たないうちに町外へ転出したとき。

2 町長は、支援金の交付を受けた者が町に転入した日、就業日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に町外へ転出したときは、支援金の半額の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

前 文（抄）（令和7年3月26日告示第97号）

令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2関係及び第7関係）

区分	要件
基本的要件	1 移住元に関する要件 （1）卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学又は大学院の東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学又は大学院を卒業する見込みであり、又は卒業していること。 （2）卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住し、又は在住していたこと。 2 移住先に関する要件 （1）交通費の申請を行う場合 ア 申請を行う費用に係る採用面接等を実施した県内に所在する企業に就職することが内定し、又は卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。 イ 就業及び移住前に申請を行う場合は、就業開始予定日前1年以内であり、卒業後にアに規定する企業に就職し、町に移住する意思を有していること。 （2）移転費の申請を行う場合 ア 県内に所在する企業に就業していること。 イ 申請日において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。 ウ 紫波町U・Iターン移住支援金の申請及び交付決定を受けていないこと。 3 その他の要件 （1）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 （2）日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 （3）その他町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
就業に関する要件	1 就職先に関する要件 （1）勤務地が県内であること。 （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法

	律第 122号) 第 2 条第 2 項に定める風俗営業者又は同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。 (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (4) 国、地方公共団体、独立行政法人又は第三セクター（地方公共団体から補助金の交付を受けているものを除く。）でないこと。 (5) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 2 就業条件等に関する要件 (1) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。 (2) 勤務先の候補地が県内に限られることその他町外への転出を要する勤務地の変更がないこと。
--	--

別表第 2（第 5 関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	1 紫波町地方就職支援金交付申請書（交通費申請用）	第 1 号	1 部	別に定める。
	2 紫波町地方就職支援金交付申請書（移転費申請用）	第 2 号	1 部	
	3 内定証明書（交通費の申請を行う場合に限る。）	第 3 号 第 4 号	1 部	
	4 就業証明書（就業中に申請を行う場合に限る。）		1 部	
	5 その他町長が必要と認める書類		1 部	
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	紫波町地方就職支援金請求書	第 5 号	1 部	別に定める。